

令和8年5月7日
宜野湾市環境対策課

「宜野湾市公営墓地の設置及び管理に関する方針（原案）」等の
市民意見募集（パブリックコメント）の結果について

「宜野湾市公営墓地の設置及び管理に関する方針（原案）」「宜野湾市公営墓地管理運営計画（原案）」について、令和8年4月1日（水）から令和8年4月20日（月）17時まで市民意見募集（パブリックコメント）を実施いたしました。

その結果、3件（2名）のご意見をいただきました。いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方を以下のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも本市墓地行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

質問 No.	該当箇所	意見	市の考え方
1	計画 P31（使用料）	民間より安くていいと思う。 使用したいと思った。	使用料につきましては、「宜野湾市使用料・手数料の見直しに関する基本方針（令和3年度改定版）」の考え方を基本として算定しております。 募集の準備が整いましたら、市報やホームページ等で周知してまいります。
2	計画 P32（使用資格）	母が生前予約を希望している。他市に墓があり、改葬も検討しているが、お骨のうち、父以外は他市に住所があったと思われる。それでも生前予約はできますでしょうか。	生前予約ができるのは、合葬室と2体用納骨壇になっております。 お母様の住所が宜野湾市にあれば、申込可能です。他市に住所があった方のお骨も、宜野湾市民の方が申込者であれば、申込可能でございます。

3	計画 P39 (参拝 室)	参拝室はいつでも利用できるようにしてほしい。	参拝室の利用は基本的に納骨時法要、年忌法要、合葬法要時としていますが、供用開始後に利用状況を確認しながら、検討していきたいと思います。 屋外参拝所につきましては、開園時間中であればいつでも利用可能でございます。
---	------------------------	------------------------	--

(注) ご意見については、一部要約して記載しております。